

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 国際戦略局に設置する参事官に係る規定を整備すること。

(第七十五条関係)

二 情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務を変更すること。

(第七十七条及び第七十八条関係)

三 情報流通行政局に設置する参事官の職務を追加するとともに、同参事官を専任とすること。

(第七十六条、第七十八条、第七十九条及び第八十六条関係)

四 情報流通行政局に設置する参事官の設置期間の特例を定めること。

(附則第十八条関係)

第二 施行期日

この政令は、令和四年七月一日から施行すること。

(附則関係)